

よくある質問

Q. 売上高減少率の要件がわからない

A. 令和2年1月から6月の各月と前年同月の各月の売上減少率が50%未満かつ、令和2年3月から6月のいずれか一月が20%以上減少している必要があります。50%以上の月がある場合は、国の持続化給付金の対象となります。

例①) 各月とも前年比減少率50%未満であり、3月から6月の間に20%以上の月があるため対象

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
2019年	100万円	120万円	130万円	110万円	90万円	80万円
2020年	90万円	100万円	70万円	60万円	60万円	50万円
減少率	10%	17%	46%	45%	33%	38%

1月から6月の減少率の全てが50%未満

3月から6月の減少率のいずれかの月が20%以上

例②) 5月の前年比減少率が50%以上のため対象外（持続化給付金の対象となる）

	1月	2月	3月	4月	5月	6月
2019年	100万円	120万円	130万円	110万円	90万円	80万円
2020年	90万円	100万円	70万円	60万円	40万円	50万円
減少率	10%	17%	46%	45%	56%	38%

1月から6月の減少率が一月でも50%を超える場合は対象となりません。

Q. 開業後1年以内の場合で前年同月の売上高と比較ができない場合は対象となるか？

A. 開業後1年未満の場合で前年同月の売上高と比較できない場合は、①②のいずれかを満たせば対象となります。

① 令和元年12月以前に開業した場合は、同年の月平均の売上高と、令和2年3月から6月までのいずれか一月の売上高を比して20%以上減少していること。

② 令和2年1月以降に開業した場合は、同年1月から3月までの月平均の売上高と、令和2年4月から6月までのいずれか一月の売上高を比して20%以上減少していること。

Q. 今年、開業したばかりの事業所も対象となるか？

A. 令和2年1月から3月に開業した事業所については対象となりますが、令和2年4月以降に開業した事業所は対象となりません。

Q. フリーランス等で事業による売上を事業収入ではなく、雑所得や給与所得として処理している場合も対象となるのか？

A. 対象となります。業務の発注元が発行した支払調書や契約書の写しなど事業に係る収入を得ていることを確認できる書類をご提出ください。

Q. 持続化給付金の要件を満たしているが、町の支援金を申請しても良いか？

A. 持続化給付金の要件を満たしている場合は、持続化給付金をご申請ください。

Q. 複数の事業を行っている場合はどうなるのか？

A. 1事業者につき、1回の申請です。

Q. 副業での申請は出来ますか？

A. 副業での申請は出来ません。

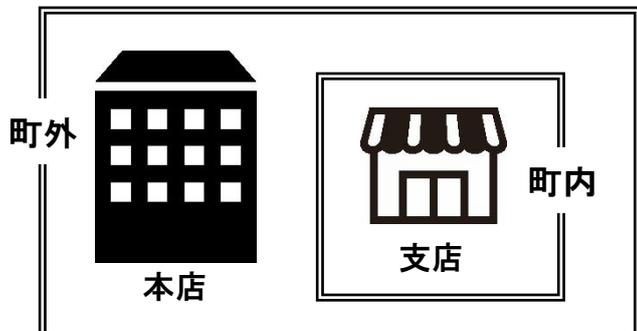
Q. 事業所の定義は何ですか？

A. 下記の3要素を満たす建物を事業所とします。

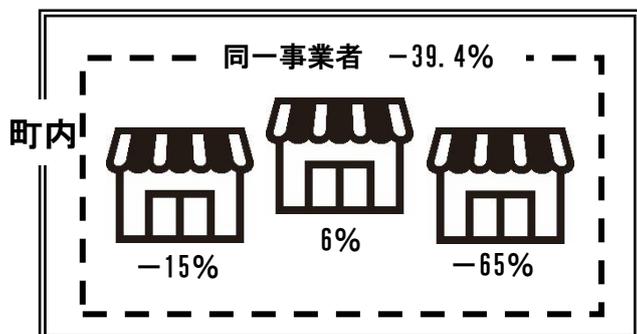
- ①従業員が在中している。
- ②生産活動等を行う設備がある。
- ③その場で生産等の経済活動が行われている。

Q. 複数の事業所を町内外に持っているときの考え方は？

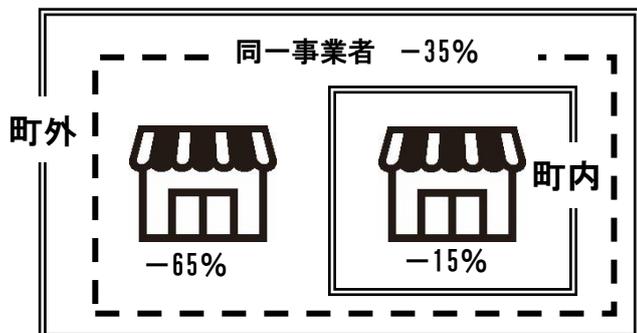
A. 以下の表を参考にしてください。



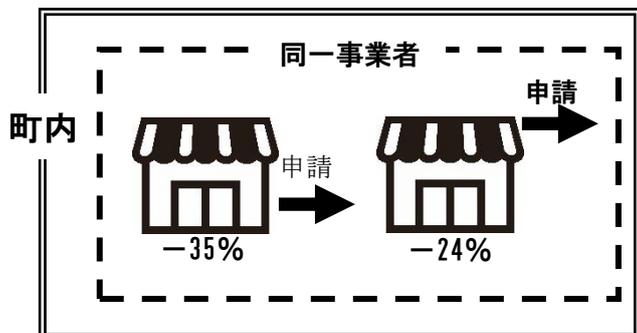
町内に本店が所在しない場合であっても、町内に店舗等を有している場合は対象となります。



町内に複数店舗ある場合、各店舗の売上高総合計の減少率が、支給対象者要件を満たしていれば対象となります。町内1店舗の減少率が支給対象者要件を満たしていても対象となりません。



町内及び町外に店舗がある場合、町内外各店舗の売上高総合計の減少率が、支給対象者要件を満たしていれば対象となります。



町内の店舗等で、同一の事業者が複数の店舗などを経営している場合であっても、店舗などの数に関わらず給付は1事業者につき1回限りとなります。

※○○%は店舗の売上増減率を示しています。